

**長期**  
補償タイプ

保険期間 **1年・3年・5年**

保険料 **3,190円**から

# モンベルの アウトドア保険

アクティビティに合わせて  
選べる2タイプ

**モンベル野外活動保険**

傷害総合保険

**モンベル山岳保険**

運動等危険補償特約付傷害総合保険

安心と一緒に  
出かけよう

スマホでも簡単お申し込み  
最短で翌日正午から補償がスタート  
日常生活での事故やケガもカバー



2019年10月1日以降保険始期契約用

お申し込みは、店頭または  
モンベルウェブサイトから

▶ <https://hoken.montbell.jp/>



mont·bell

# メンバーのアウトドア保険は...

日常生活から、危険度の高いアウトドア・スポーツまで、年間を通じてサポート。  
遭難時の捜索・救助はもちろん、発生率の高いケガや他人への賠償責任なども幅広く補償します！

## メンバーの保険、3つのおすすめポイント

POINT  
**1**

### その場で手続き完了 スピーディに申込OK

補償プランを選んで加入するだけ。ウェブサイトからならクレジットカードで、メンバーストアではレジでお支払いいただくことでお手続き完了です。

POINT  
**2**

### 最短でお申込日の 翌日午後から補償開始

お申込日の翌日から30日先までの間よりご希望の保険開始日を選べます。お選びいただいた保険開始日の正午から補償開始です。

POINT  
**3**

### メンバークラブ・メンバーズ ポイントが貯まる！

メンバークラブ会員さまがお申込みの場合、本人だけでなくご家族の方を被保険者とする加入についても、保険料の3%のポイントが貯まります\*。  
※1,500ポイントを上限とします

### 長期補償タイプが オススメです

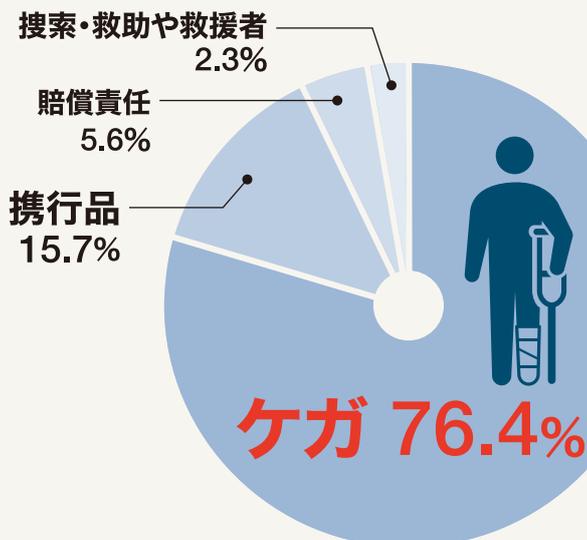
- ・一度加入すると、保険期間中お出かけのたびに保険の加入手続きが不要です。
- ・日常生活中、お仕事上の事故まで補償するプランなどもご用意しています。
- ・保険期間は1年、3年、5年からお選びいただけます。

ご存知  
ですか？

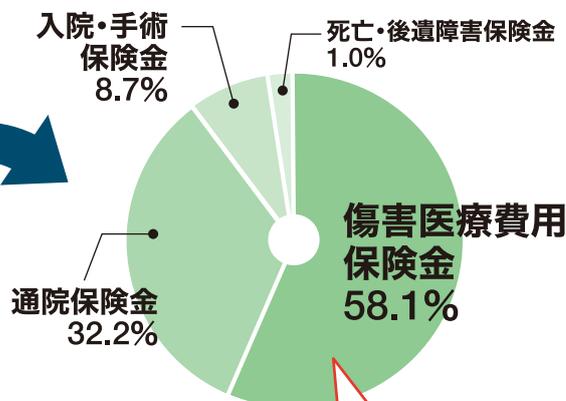
メンバーのアウトドア保険の

## 保険金支払い事例の第1位は「ケガ」によるものです。

アウトドアに潜むリスクは、遭難時の捜索・救助にまつわるものだけではありません！



### ケガにまつわる保険金の内訳



傷害医療費用保険金は治療費の自己負担などを**実費**で補償！

<傷害医療費用保険金がセットされるプラン>

▶ **安心プラン**

▶ **スタンダードプラン**

※ここに掲載の保険金支払いに関するデータは、保険期間開始日が2018年1月1日~2018年12月31日までの、メンバーのアウトドア保険(「野外活動保険」「山岳保険」)の保険金支払い実績に基づくデータです。

※「ケガ」「携行品」「賠償責任」「捜索・救助や救援者」の各保険金の割合は、上記期間内における各保険金支払を合計した件数に占める割合です。

(2019年7月 AIG損害保険株式会社調べ)

# ニーズに合わせて**選べる補償内容**

アクティビティに応じた2タイプの保険で  
行動中の「もしも」をサポートする4つの補償をご用意しています。

## 2タイプの保険から**選べる**

楽しまれるアクティビティに応じた  
2タイプの保険をご用意しています。



アイゼンやピッケルなどを使用する**本格的な山岳登山(ロッククライミング・フリークライミング※を含みます。)**や、登山用具を必要とする**山岳スキー**を行うことがありますか？

**NO**

モンベル**野外活動保険**™

**YES**

モンベル**山岳保険**

※ 登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

## 4つの補償で「もしも」に対応

**安心プラン** **スタンダードプラン** **シンプルプラン**  
補償内容の異なる3つのプランをご用意しています。



### 遭難時の**捜索・救助**や 救援者の**費用の補償**

●救援者費用等補償特約

安心 **スタンダード** シンプル

<モンベル山岳保険のみ>

●遭難捜索費用補償特約

安心 **スタンダード** シンプル

●遭難捜索追加費用補償特約

安心 **スタンダード** シンプル

保険金

支払い事例

- 下山途中に滑落し、救助をうけた。▶お支払金額:629,806円
- 山岳登山の行程中に遭難し、救助をうけた。  
▶お支払金額:1,652,803円



### ご自身の**ケガの補償**

●死亡保険金

安心 **スタンダード** シンプル

●入院保険金

安心

●後遺障害保険金

安心 **スタンダード** シンプル

●手術保険金

安心

●傷害医療費用保険金

安心 **スタンダード**

●通院保険金

安心

保険金

支払い事例

- 沢登りに転落し足を骨折。入院、通院した。  
▶お支払金額:447,432円
- 掃除中に脚立から落下し、腰を強打。腰に後遺障害が残った。  
▶お支払金額:260,520円



### 他人に対する **賠償責任の補償**

●個人賠償責任補償特約

安心 **スタンダード** シンプル

保険金

支払い事例

- 帰宅途中、出会い頭に自転車同士で衝突。相手が転倒し頭蓋骨骨折、後遺障害が残った。▶お支払金額:17,463,000円
- 小学生の息子が友達にケガをさせた。▶お支払金額:114,930円



### 持ち物の**損害の補償**

●携行品損害補償特約

安心

保険金

支払い事例

- 祭り会場でカメラを落として破損した。▶お支払金額:100,000円
- スキー中に転倒し、ゴーグル、ヘルメット、グローブ、ウェアが破損した。▶お支払金額:86,490円

※詳細は、補償内容の概要または約款等でご確認ください。



モンベルのアウトドア保険(傷害総合保険)の補償内容を  
動画でわかりやすくご説明します。【AIG損害保険株式会社制作】

右のQRコードから  
ぜひご覧ください!



# モンベル野外活動保険™

## アウトドア・スポーツ中の事故によるケガや道具の破損、日常生活の事故まで補償

アウトドアで活動中の事故によるケガの補償をはじめ、捜索救助費用、ご家族(救援者)が事故現場へ向かう交通費や宿泊費の補償や、他人をケガさせてしまった場合の賠償事故、ギア(道具)やカメラなど持ち物の盗難や破損など、さまざまなトラブルに対応。もちろん、日常生活の事故も含まれます。

対象アウトドア・スポーツ例



ハイキング



トレッキング



サイクリング



カヌー・カヤック

上記は一例です。詳しくはお問い合わせください。

プラン名		安心プラン <sup>※3</sup>			スタンダードプラン		シンプルプラン		
		A106	A107	A108	B104	B105	C104	C105	
保険金額	救護者費用等補償 (支払限度額)(保険期間を通じて) <sup>※1</sup>	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
	個人賠償責任補償 (支払限度額)(1事故につき) <sup>※2</sup>	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
	死亡保険金	900万円	400万円	200万円	400万円	200万円	400万円	200万円	
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	36万円~900万円	16万円~400万円	8万円~200万円	16万円~400万円	8万円~200万円	16万円~400万円	8万円~200万円	
	傷害医療費用保険金 (支払限度額)(1事故につき)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	×	×	
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度) <sup>※4</sup>	7,500円	5,000円	1,500円	×	×	×	×	
	手術保険金 (1事故につき1回) <sup>※4</sup>	入院中	75,000円	50,000円	15,000円	×	×	×	×
		入院中以外	37,500円	25,000円	7,500円	×	×	×	×
	通院保険金日額 (1事故につき90日限度) <sup>※5</sup>	5,000円	3,000円	1,000円	×	×	×	×	
携行品損害補償 (支払限度額)(自己負担額3,000円) (保険期間を通じて) <sup>※1</sup>	10万円	10万円	10万円	×	×	×	×		
		▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	
保険料(一時払)	就業中対象外 <sup>※6</sup>	保険期間 1年	33,980円	20,890円	10,640円	6,690円	4,730円	5,150円	3,190円
		保険期間 3年	85,080円	52,310円	26,630円	16,720円	11,820円	12,880円	7,980円
		保険期間 5年	136,100円	83,670円	42,580円	26,740円	18,900円	20,600円	12,760円
	24時間補償(A)	保険期間 1年	45,430円	27,910円	14,100円	9,540円	6,840円	6,630円	3,930円
		保険期間 3年	113,710円	69,870円	35,330円	23,930円	17,170円	16,600円	9,840円
		保険期間 5年	181,710円	111,630円	56,410円	38,170円	27,370円	26,520円	15,720円
	24時間補償(B)	保険期間 1年	65,130円	39,360円	18,930円	13,240円	9,160円	9,390円	5,310円
		保険期間 3年	162,820円	98,420円	47,380円	33,160円	22,960円	23,480円	13,280円
		保険期間 5年	260,460円	157,400円	75,720円	52,970円	36,650円	37,560円	21,240円

※1 保険期間3年、5年の契約は、「保険期間を通じて」を「各保険年度ごとに」と読みかえます。

(2019.10)

【全てのプランにセット】 ※2 賠償事故の解決に関する特約

【安心プランのみセット】 ※3 地震・噴火・津波危険補償特約 ※4 入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日用) ※5 通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日用)

【就業中対象外のみセット】 ※6 就業中の危険補償対象外特約

### プラン表の見方

**保険金額** 補償内容毎の保険金額

**保険料(一時払)** お客さまにお支払いいただく保険料

**就業中対象外** お仕事上の事故を除き私生活のみを補償

**24時間補償** 就業中か否かを問わず補償

◆24時間補償はお仕事の内容により、危険度に応じて(A)または(B)の区分に(パート・アルバイトを含む)

**職ご職業の業例**  
**(A)** : 事務従事者、販売従事者、保健医療従事者、教員、サービス職業従事者など  
**(B)** : 農林業作業、建設作業、自動車運転者など  
 ※無職の方(専業主婦・学生・年金受給者など)は24時間補償(A)でのお引き受けとなります  
 ※自営業者の方で、同一建物・敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている場合は(A)または(B)となります。(就業中対象外でのお申し込みはできません)

# モンベル山岳保険

## より危険度の高いアウトドア・スポーツでの事故や遭難時の捜索費用まで補償

「モンベル野外活動保険™」に、危険度の高い山岳登山中の事故の補償を加え、さらに遭難時の救助隊による捜索活動にかかった費用まで補償する保険です。ピッケルやアイゼンなどを使用した本格的な山岳登山や、登山用具を必要とする山岳スキーなどを楽しむ方を対象としています。

対象アウトドア・スポーツ例

- ハイキング
- トレッキング
- サイクリング
- カヌー・カヤック

登山用品



※登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは、「モンベル野外活動保険」でも補償します。上記は一例です。詳しくはお問い合わせください。

プラン名 補償内容		安心プラン <sup>※3</sup>			スタンダードプラン		シンプルプラン				
		D104	D105	D106	E104	E105	F106	F107	F108	F109	
保険金額	救護者費用等補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)※1	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
	遭難捜索費用補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)※1	200万円	150万円	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円	200万円	100万円	
	遭難捜索追加費用補償 (支払限度額)(保険期間を通じて)※1	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	
	個人賠償責任補償 (支払限度額)(1事故につき)※2	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
	死亡保険金	400万円	300万円	200万円	200万円	200万円	200万円	200万円	5万円	5万円	
	後遺障害保険金 (障害の程度に応じて)	16万円~ 400万円	12万円~ 300万円	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円	8万円~ 200万円	2,000円~ 5万円	2,000円~ 5万円	
	傷害医療費用保険金 (支払限度額)(1事故につき)	100万円	100万円	100万円	100万円	100万円	×	×	×	×	
	入院保険金日額 (1事故につき180日限度)※4	5,000円	3,000円	1,500円	×	×	×	×	×	×	
	手術保険金 (1事故につき1回)※4	入院中	50,000円	30,000円	15,000円	×	×	×	×	×	×
		入院中以外	25,000円	15,000円	7,500円	×	×	×	×	×	×
通院保険金日額 (1事故につき90日限度)※5	3,000円	2,000円	1,000円	×	×	×	×	×	×		
携行品損害補償 (支払限度額)(自己負担額3,000円) (保険期間を通じて)※1	10万円	10万円	10万円	×	×	×	×	×	×		
		▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	
保険料(一時払)	就業中 対象外 ※6	保険期間 1年	52,110円	38,600円	26,010円	20,120円	15,780円	14,620円	10,280円	10,450円	6,110円
		保険期間 3年	130,230円	96,480円	65,000円	50,300円	39,450円	36,560円	25,710円	26,130円	15,280円
		保険期間 5年	208,380円	154,360円	103,990円	80,460円	63,100円	58,480円	41,120円	41,790円	24,430円
	24時間 補償(A)	保険期間 1年	59,080円	43,750円	29,450円	22,230円	17,890円	15,360円	11,020円	10,470円	6,130円
		保険期間 3年	147,830円	109,490円	73,720円	55,650円	44,800円	38,420円	27,570円	26,170円	15,320円
		保険期間 5年	236,380円	175,040円	117,820円	88,920円	71,560円	61,440円	44,080円	41,860円	24,500円
	24時間 補償(B)	保険期間 1年	70,530円	51,780円	34,280円	24,550円	20,210円	16,740円	12,400円	10,500円	6,160円
		保険期間 3年	176,390円	129,520円	85,770円	61,440円	50,590円	41,860円	31,010円	26,260円	15,410円
		保険期間 5年	282,130円	207,130円	137,130円	98,210円	80,850円	66,960円	49,600円	42,000円	24,640円

(2019.10)

分かれます。

### ◆お引き受けできない職業

下記のご職業の方は24時間補償でのお引き受けができません。就業中対象外のみでのお引き受けとなります。

ご職業  
一覧

炭坑、鉱坑などの坑内で作業を行う方、スタントマン、危険が高いと引受保険会社が判断したプロスポーツ選手、オートテスター(テストライダー)、テストパイロット、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、海面での漁業従事者、トンネル・ダム掘削工、石切・採石作業員、発破員、運転代行運転者、船舶関係従事者、バイク便運転者、ビザ宅配員、船内・沿岸・港湾における運搬作業員、火薬類・強酸・劇毒物などの危険物の製造作業員、潜水作業員、潜函工、壁面などの危険な場所で清掃を行う方、自衛官、警察官、海上保安官、消防員、麻薬取締官

ど  
す。  
(B)でのお引き受けと

## Q & A よくあるご質問

### <用語の説明>

**山岳登山:** ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

### Q1. 靴ずれ、凍傷、高山病などは保険金支払い対象となりますか？

- A. 保険金支払条件である「急激かつ偶然な外来の事故」にあてはまらないため、保険金支払いの対象となりません。その他、日焼け、野球肘、低温やけどなども支払いの対象となりません。ただし、滑落などの事故によるケガが原因で身動きがとれず、その結果、凍傷になってしまった場合は保険金支払いの対象となります。

### Q2. スキーを楽しんでいますが、スキー板は携行品の対象となりますか？

- A. スキー板は携行品の対象となります。  
以下、携行品の対象となるもの、対象とならないものの主な例をご参考ください。  
<対象となるもの> スキーやスノーボードの板、釣り竿、カメラなど  
<対象外のもの> 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット型端末 (※)、眼鏡、カヌー、カヤック、自転車、サーフボード など  
(※) 下線部分は商品改定により2019年10月1日以降保険始期契約から補償対象外となりました。

### Q3. 通勤通学中の自転車での事故によるケガは保険金の支払い対象ですか？

- A. 通勤通学時の自転車での事故をはじめ、日常生活での事故によるケガも保険金支払いの対象となります。なお、通勤時は「24時間補償」、「就業中対象外」のどちらでも補償の対象となります。

### Q4. 海外での山岳登山中の事故も補償されますか？

- A. 「モンベル野外活動保険」「モンベル山岳保険」における国内・海外での補償可否の概要は次の通りです。

		ハイキングや山岳登山以外の登山など			山岳登山		
		ご自身のけがの補償	遭難時の捜索・救助や救援者の費用の補償	その他の補償※1	ご自身のけがの補償	遭難時の捜索・救助や救援者の費用の補償	その他の補償※1
モンベル 野外活動保険™	国内	○	○	○	×	×	○
	海外	○	○	○※3	×	×	○※3
モンベル 山岳保険	国内	○	○	○	○	○	○
	海外	○	○	○※3	○※2	×	○※3

※1 その他の補償とは、「他人に対する賠償責任の補償」「持ち物の損害の補償」をいいます

※2 エベレスト、K2、マナスルなど標高6,000m以上の山への登山行程中の事故は補償対象外です。

※3 個人賠償責任補償特約に自動的にセットされている「賠償事故の解決に関する特約」は日本国内で発生した事故に限り対象とします。

### Q5. 「救援者費用等補償特約」「遭難捜索費用補償特約」「遭難捜索追加費用補償特約」の違いはなんですか？

- A. 「救援者費用等補償特約」「遭難捜索費用補償特約」「遭難捜索追加費用補償特約」は、遭難などの事故の際に負担する捜索救助などの費用を補償する特約ですが、補償対象となる活動や地域、補償する範囲が異なります。主な相違点については次の一覧でご確認ください。

	救援者費用等補償特約	遭難捜索費用補償特約	遭難捜索追加費用補償特約
●対象となる保険商品	野外活動保険、山岳保険	山岳保険	
●補償対象となる活動	ハイキングや山岳登山以外の登山中の遭難や搭乗中の航空機や船舶の遭難など	山岳登山行程中の遭難	
●補償対象となる地域	国内、海外	国内のみ	
●補償対象となる費用	①～⑤の費用	①から⑤の費用を以下の通り補償	
①捜索救助費用	○	○	—
②救援者の現地への往復交通費	○	—	○
③救援者の現地での宿泊料	○	—	○
④現地からの移送費	○	—	○
⑤諸雑費	○	—	○

※詳細は、補償内容の概要または約款等でご確認ください。

「個人賠償責任補償特約」における被保険者の範囲は、次のとおりとなります。①本人 ②本人の親権者 ③本人の配偶者 ④①から③までの同居の親族 ⑤①から③までの別居の未婚の子 ⑥本人が未成年者または責任無能力者である場合は、法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、本人に関する事故に限り、⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊹㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊺㊹㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊻㊺㊹㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊼㊻㊺㊹㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊽㊼㊻㊺㊹㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊾㊽㊼㊻㊺㊹㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊿㊾㊽㊼㊻㊺㊹㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、㊿㊿㊾㊽㊼㊻㊺㊹㊸㊷㊶㊵㊴㊳㊲㊱㉟㉞㉝㉜㉛㉚㉙㉘㉗㉖㉕㉔㉓㉒㉑⑳⑲⑱⑰⑯⑮⑭⑬⑫⑪⑩⑨⑧⑦②から⑤までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わり監督する親族。ただし、その責任無能力者に関する事故に限り、

# 野外活動保険™ (傷害総合保険) & 山岳保険 (運動等危険補償特約付傷害総合保険) 補償内容の概要

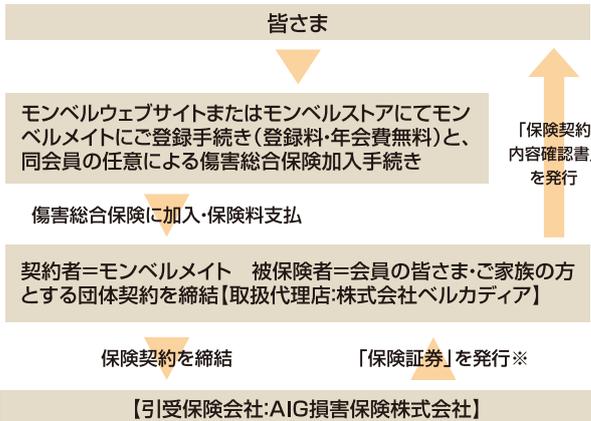
基本補償の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には※、その額を死亡後遺障害保険金額から控除してお支払いします。 ※保険期間3年、5年の契約は「既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には」を「その保険事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた保険事故による傷害に対して、既にお支払った後遺障害保険金がある場合には」に読みかえます。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車/バイク/クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。(注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて※、死亡後遺障害保険金額が限度となります。 ※保険期間3年、5年の契約は「保険期間を通じて」を「各保険年度ごと」と読みかえます。	●病気、心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	●妊娠・出産・産産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ※地震・噴火・津波危険補償特約をセットする場合は除きます。
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。 (1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ② ①以外の手術の場合 入院保険金日額×5	●特に危険な運動中のケガ(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スライダイビング、ハンググライダー搭乗など) ※山岳保険は運動等危険補償特約付傷害総合保険ですので、山岳登山はんについては補償の対象となります。
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長骨管・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。(※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	●自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
傷害医療費用保険金	ケガにより医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて365日以内に実際に負担した次の費用をお支払いします。 (1事故につきご契約の保険金額限度) ●公的医療保険制度の一部負担金など病院に支払った治療費 ●入院・転院のための交通費 ●医師の指示による薬剤・医療器具などの費用 (注)労災保険からの給付金、第三者からの損害賠償金などを差し引いてお支払いします。	
特約の補償内容	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	被保険者が、次の偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、国内で電車など(※)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。 ●住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故 (※)電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用車をいいます。 <お支払いする保険金> 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ●損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度) ●訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。) (注1)損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に引受保険会社の承認が必要です。 (注2)この特約には「賠償事故の解決に関する特約」が自動的にセットされ、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手續(弁護士の選任を含みます。)は原則として引受保険会社で行います。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。	●故意 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●同席の親族に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預ったりした物に対する損害賠償責任 など
携行品損害補償特約 (再調達価額補償型)	被保険者が、住宅外で携行している身の回りに偶然な事故による損害が発生した場合、携行品1つ(1組または1対)あたり10万円(乗車券、通貨などは5万円)を限度として、再調達価額(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)で算定した損害の額または修理費をお支払いします。(再調達価額を限度とし、また、保険期間を通じて※、ご契約の保険金額限度) (注1)携行品に含まれない主な物は次のとおりです。 ●携帯電話・スマートフォンなどの移動体通信端末機器およびこれらの付属品 ●ノート型パソコン・タブレット型端末・電子辞書などの携帯型電子事務機器およびこれらの付属品 ●クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、株券、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、動物、植物、データなどの無体物 ●船舶(ヨット、モーターボートなどを含みます。)、自動車、自転車、オートバイ、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 など (注2)貴金属などは、時価額により算定します。(注3)自己負担額(1事故につき3,000円)があります。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車/バイク/クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●自然の消耗またはほこり、変質、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的故障 ●置き忘れ粉失およびこれら後の盗難 ●すり傷・塗料のはけりなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など
救済者費用等補償特約	被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて※、ご契約の保険金額限度) 1.搭乗していた航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 2.急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合、または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などによって確認された場合 (例)登山中に滑落して生死が確認できず捜索活動が行われた。 登山中に転倒しケガをしたため自力で抜けなくなり救助された。 登山中に道に迷い遭難し捜索、救助された。(注1)緊急な捜索・救助が必要なことが警察などによって確認された場合に限ります。 3.被保険者の住宅外で被ったケガのため、事故日を含めて180日以内に死亡または14日以上入院した場合 <お支払いする保険金> 次の費用の額をお支払いします。 ①捜索救助などの費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用 ②現地までの救済者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ③救済者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ④現地からの移送費用 ⑤救済者の渡航手続費および救済者または被保険者が現地において支出した交通費、通信費、遗体処理費などの諸雑費 (日本国外20万円、日本国内3万円限度) (注2)②、③の費用において、上記2の場合にその被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(※)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救済者にかかる費用は除きます。(※)捜索、救助または移送をいいます。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ●自動車/バイク/クレーン車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●脳疾患、病気または心神喪失 ●入浴中の溺水(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
地震・噴火・津波危険補償特約	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とするケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。【対象となる保険金】基本補償(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用)の保険金	●地震・噴火またはこれらによる津波 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
遭難捜索費用補償特約【日本国内のみ補償】【山岳保険のみセット】	山岳登山はん(※)の行程中に遭難したことにより、その捜索、救助または移送のため、捜索活動を行った者に対して負担した費用をお支払いします。(保険期間を通じて※、ご契約の保険金額限度) (※)ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。	●特に危険な運動中のケガ(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、スライダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染 など
遭難捜索追加費用補償特約【日本国内のみ補償】【山岳保険のみセット】	山岳登山はん(※)の行程中に遭難したことにより、ご契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用をお支払いします。 (保険期間を通じて※、30万円限度) (※)ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。 <お支払いする保険金> 次の費用の額をお支払いします。 ①現地までの救済者の往復交通費(2名分まで、かつ1往復分限度) ②救済者の宿泊料(2名分まで、かつ1名につき14日分限度) ③現地からの移送費用 ④交通費、通信費、遗体処理費などの諸雑費(3万円限度)	
入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(1,000日付)	入院保険金および手術保険金の支払対象期間を次のとおり拡大してお支払いします。 ●ケガにより事故日を含めて180日以内に入院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の入院について入院保険金をお支払いします。 ●ケガにより事故日を含めて180日以内に入院または通院し、事故日を含めて1,000日以内に所定の手術を受けた場合に手術保険金をお支払いします。	
通院保険金支払対象期間延長特約(1,000日付)	ケガにより事故日を含めて180日以内に通院を開始した場合、事故日を含めて1,000日以内の通院について通院保険金をお支払いします。(1事故につき90日限度)	
運動等危険補償特約	山岳登山はん(※)行程中にケガをした場合に、以下の【対象となる保険金】のうちご契約にセットしている保険金をお支払いします。 (※)ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミングをいいます。ただし、標高6,000m以上の山への登山はんは除きます。 【対象となる保険金】基本補償(死亡・後遺障害・入院・手術・通院・傷害医療費用)の保険金	

\*保険期間3年・5年の契約は「保険期間を通じて」を、「各保険年度ごと」と読みかえます。

## 【ご加入方法について】

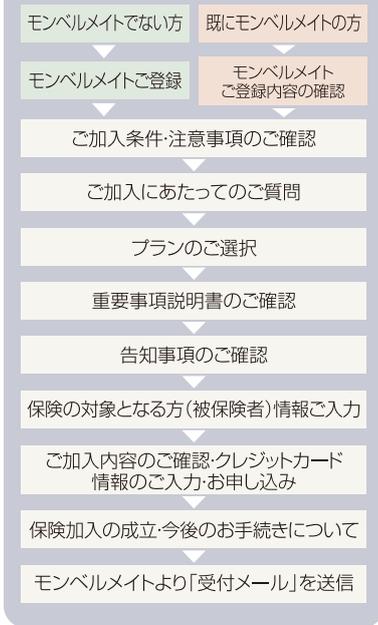
契約方式は、保険契約者をモンベルメイト代表者辰野勇、被保険者(保険の対象となる方)を会員の皆さま(ご本人)またはご家族の方、取扱代理店を株式会社ベルカディア(モンベルメイトの各サービスを運営)として保険契約を締結する団体契約となります。ご加入後はモンベルメイトのウェブサイトにて「加入者証」をご確認いただけます。(ID・パスワードの登録が必要です)

【引受保険会社】AIG損害保険株式会社

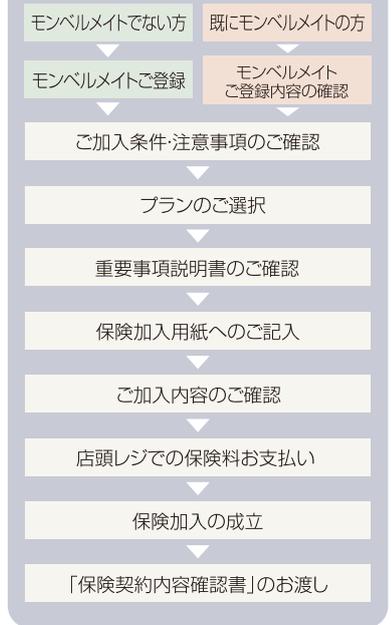


※契約者であるモンベルメイトに対し発行します。

## ご加入手続の流れ ＜モンベルウェブサイト＞



## ご加入手続の流れ ＜モンベルストア＞



## 【ご加入条件について】

### ＜ご加入者(保険料負担者)について＞

- モンベルメイト(登録無料)のメンバーです。
- 加入時点の年齢が満20歳以上で法律上の行為能力を有している方です。

### ＜その他ご加入条件について＞

- 保険期間(保険のご契約期間)は1年間または長期(3年、5年)となります。
- 保険開始日時点での年齢が満75歳以上～満76歳以下は保険期間1年・3年、満77歳以上～満78歳以下は保険期間1年のみの申し込みが可能です。
- 保険責任開始時刻は保険始期日の午後0時(正午)からとなります。
- ウェブサイトからのお申し込みの場合、保険料のお支払い方法はご加入者本人名義のクレジットカード一括払いのみとなります。(お取り扱いカード:JCB・VISA・Mastercard・American Express・Diners Club)
- 就業中対象外コースは有職者※の方(自営業者で同一建物敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている方を除く)のみお選びいただけます。※学生アルバイトは含まれません。
- 自営業者で同一建物敷地内で事務所・店舗と居住を共にしている方は就業中対象外コースをお選びいただけません。24時間補償(A)コースまたは24時間補償(B)コースでのお申し込みのみとなります。
- 無職者の方(専業主婦・学生・年金受給者など)は24時間補償(A)コースとなります。※学生アルバイトを含みます。
- 保険契約の申し込みの撤回など(クーリングオフ)は対象外となりますのでご注意ください。
- 過去1年以内に傷害保険金を3回以上請求または受領されたことがある方はお申し込みいただけません。
- ご加入されている同種の保険の合計額と、今回ご加入予定の保険金額との合計額が、死亡・後遺障害保険金額で1億円(無職者は2,000万円)を超える場合、入院保険金日額で30,000円(無職者は10,000円)または、通院保険金日額で20,000円(無職者は6,000円)を超える場合は、ご加入いただけません。
- 以下のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他の保険契約と合算して1,000万円が限度となります。
  - ①被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
  - ②被保険者がご加入者本人以外の場合

### ＜保険の対象となる方(被保険者)について＞

- 日本国内に居住する個人です。
- 保険開始日時点での年齢が満78歳以下です。
- 加入者ご本人もしくは、加入者との関係が配偶者、加入者の同居の親族、加入者の別居の子ども(未婚※)のいずれか1名です。※未婚とは、これまで婚姻歴のないことをいいます。

## mont-bell mate ＜モンベルメイトについて＞ (登録無料)

### 1. モンベルメイトとは、以下の方が対象となり、モンベルメイトとなることを同意された方です。

- モンベルクラブ会員(年会費:¥1,500)
- 通信販売利用者 ●M.O.C.イベント参加者
- アンケート回答者 ●旧モンベルクラブ会員
- 既保険加入者(2005年4月1日以降)

### 2. サービス内容

モンベルウェブサイトスピーディーにご利用いただけるほか、傷害保険の加入ならびにメールマガジンの配信サービス、イベント情報の発送サービスなどをご利用いただくことができます。

### 3. 登録内容に変更があった場合

氏名、住所、eメールアドレスなど届け出事項に変更があった場合は、モンベルウェブサイト上で修正してください。修正ができない場合は、モンベルクラブ事務局までご連絡ください。ご連絡いただけない場合、メールマガジンなどがお届けません、サービスが受けられなくなることがあります。

## 【ご注意】

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご加入に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」など)を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

＜D-004151 2020-9＞



事故の状況やケガの程度をただちに(遅くとも事故の日から30日以内)ご連絡ください。なお、通知が遅れたり、その内容に虚偽の申告がありますと、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

保険に関するお問い合わせ  
傷害事故受付

<https://hoken.montbell.jp>

株式会社ベルカディア 保険窓口：モンベル・アウトドア・チャレンジ

☎0120-938-593 携帯電話・PHSからは 06-7220-3393

eメールアドレス hoken@montbell.com

【受付時間】10:00～18:00 【定休日】3月～10月/無休 11月～2月/日曜・祝日



## 取扱代理店

**Bellcadia** 株式会社ベルカディア

保険窓口：M.O.C.(モンベル・アウトドア・チャレンジ)本部事務局  
〒550-0013 大阪府大阪市西区新町2-2-2

※株式会社ベルカディアとは、モンベル製品の販売、M.O.C.イベント企画・運営、保険代理業などを行う、モンベルグループの企業です。

## 引受保険会社

AIG損害保険株式会社

大阪法人営業第一部営業第二課

〒530-0011 大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB

TEL.06-7223-3011



1 000004 034734